

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第31条第3項中「町田市行政財産使用条例」を「町田市行政財産使用料条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第31条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第22条の規定は、平成31年11月1日後の汚水の排除に係る同年12月分の使用料から適用し、同日以前の汚水の排除に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

町田市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前		
(使用料の算定方法) 第 2 2 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に<u>1 0 0 分の 1 1 0</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> (占有) 第 3 1 条 略 2 略 3 前項の占用料については、<u>町田市行政財産使用料条例</u>（昭和 5 8 年 9 月町田市条例第 2 5 号）の例による。	略	(使用料の算定方法) 第 2 2 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に<u>1 0 0 分の 1 0 8</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> (占有) 第 3 1 条 略 2 略 3 前項の占用料については、<u>町田市行政財産使用条例</u>（昭和 5 8 年 9 月町田市条例第 2 5 号）の例による。	略
略			
略			